

職員団体との交渉の議事要旨

(開催日時)

平成27年4月24日(金) 15:30~16:25 (55分間)

(開催場所)

留萌開発建設部 第2会議室

(出席者)

当局側(留萌開発建設部)

渡邊 卓弥(総務課長)、水野 裕一(総務課長補佐)、浦田 将宏(総務課長補佐)

職員団体側(全北海道開発局労働組合婦人部留萌支部)

伊藤 真奈美(代表者)、山口 江利(連絡員)、遠山 絵美(連絡員)

(議題)

- 1 当部女性職員の健康安全管理について
- 2 当部女性職員が両立支援制度を活用しやすい職場環境の整備について

(全開発婦人部2015春闘統一要求書及び全開発婦人部留萌支部2015春闘独自要求書に対する回答)

要求書のうち、取り決めた交渉議題について回答(別紙のとおり)。

(発言概要)

【議題1: 当部女性職員の健康安全管理について】

(職員団体) 女性職員は家庭での役割も多く、超過勤務が多くなると体に負担がかかる。超過勤務縮減を含め、健康安全管理面での配慮を求める。

(当局) 当局としては、特定の職員に業務が集中することがないように、業務配分の見直し、簡素・効率化等を行いながら超過勤務の縮減を図るとともに、長時間の超過勤務を行った職員に対して臨時の健康診断や面接指導を行ってきたところである。

今後も引き続き、職員の健康安全管理に配慮するよう、会議等を通じて管理者を指導していきたい。

(職員団体) 妊産婦のVDT作業について、人事院規則10-7第6条第1項に規定する作業時間短縮等の請求をしやすい職場環境づくりを求める。

(当局) 妊産婦に係るVDT作業の軽減措置等について、管理者に対し周知徹底を図り、制度を活用しやすい職場環境づくりに努めていきたい。

(職員団体) 乳がん・子宮がん検査を職員が希望した場合、毎年度受診できると聞いているが、その旨を職員に周知するよう徹底してほしい。

(当局) 従前から、職員で希望する者は、毎年度受診することができる旨、職員への周知を図った上で、受診希望の有無を確認しているところである。

【議題2: 当部女性職員が両立支援制度を活用しやすい職場環境の整備について】

(職員団体) 両立支援制度を活用しやすい職場環境づくりに配慮を求めるとともに、該当職員が制度を知らないために、両立支援制度を活用できなかったということが

ないよう、周知徹底を求める。

(当局) 管理職員が職員から出産を控えている旨の情報又は配偶者が出産を控えている旨の情報を得た場合は、両立支援相談員から出産を控えている職員等に両立支援制度を紹介するパンフレット等を配布するなどして、周知を図っているところである。

※文責は留萌開発建設部当局（今後修正等があり得る。）

交渉議題に関する回答メモ

1 当部女性職員の健康安全管理について

健康安全管理は、職員が職務を遂行する上で重要な問題であると認識しており、当局としては、健康安全管理計画に基づき、各種の健康安全教育のほか、定期健康診断等による健康管理、職場の安全点検等による安全管理を計画的に推進し、職員の健康の保持増進と安全管理を図っているところである。

平成27年度の計画においては、昨年度に引き続き、心の健康づくり、生活習慣病対策、長時間の超過勤務を行った職員の健康管理、公務上災害の防止の4つを重点に取り組むこととしている。

また、計画作成に際しては、広く職員の意見を聴き、必要な措置を講じていくこととしている。

2 当部女性職員が両立支援制度を活用しやすい職場環境の整備

職員が職業生活と家庭生活の両立を図ることができるよう職場全体で支援していくことは、当局としても重要であると考えている。

当局においては、「女性職員活躍と職員のワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画」に基づき、男女問わず職員が責任と誇りをもって生き生きと働けるような環境づくりを目指し、取組を推進しているところであり、育児休業をはじめとする各種両立支援制度について、管理者に対し、各種会議等の場で、ワークライフバランスの意義を含めて周知を図っているほか、管理者・職員の双方に対しては、制度の内容・意識啓発リーフレット等をイントラネットへ掲載して周知を図っているところである。

また、各職場の管理者に対しては、関係職員へ適時・適切に両立支援制度の情報提供を行うとともに、休業者等に係る業務の処理方策を早期に検討するなど、制度を活用しやすい職場環境づくりに努めるよう、引き続き指導していく考えである。